



平成30年(2018年)

5/5

第1459号

市報

こだいら



ぶるべー



納税通知書を発送	2面
平成31年度就学 特別支援学級・学校など 就学説明会と就学相談	4面
障がい者運動会	6面



悩みの解決は 話すことから

日頃の生活の悩みや困りごとなどの相談を聞いてくれる人が、近所に住んでいることを知っていますか。民生委員・児童委員は、生活の身近な相談相手として、地域を訪問するなどの活動をしています。

近所に住んでいる 身近な相談相手

民生委員・児童委員は、生活での悩みを聞いて不安な気持ちを和らげる話し相手です。特別な資格はありませんが、無償のボランティアとして地域の実情を知り、困った人の助けになりたい気持ちを持つ人が委員に選ばれています。

訪問時には顔写真がついた身分証書を携帯しています



第1地区民生委員
竹内よし子さん

生活の悩みを 解決するお手伝いをします

悩みを話すことで 前向きになれるように

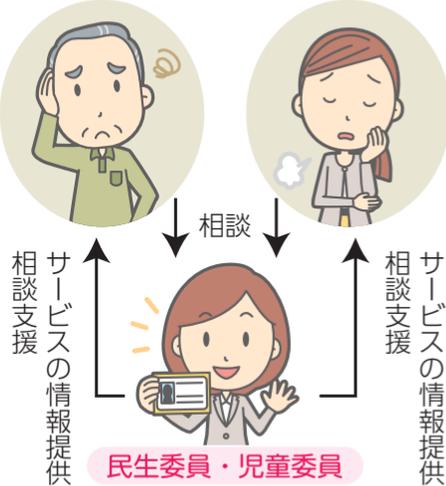
相談者の不安を和らげることを大切にしています。安心して話せる相手になれるよう、支援する関係先の勉強や研修を受けて提供できる話の引き出しを増やすようにしています。関わった人が、相談後に明るく挨拶してくれることが、委員をしてうれしいことです。



相談者と行政機関の 懸け橋

委員は、相談内容に応じて受けられる支援の方法を一緒に考えます。相談内容に合う支援の情報提供や市役所、児童相談所など関係機関に連絡をして相談者との仲介役をします。

介護の不安
ひとり暮らしの不安
子育ての不安



相談していい内容なのかわからなくて、窓口に行くのが不安で



直接窓口に行くのが不安でしたら私から窓口聞いてみますね

相談内容など 秘密は厳守します

委員は、法律により守秘義務が課せられています。相談内容などの秘密は守ります。一人で悩まずにご相談ください。

小さな悩みは一人で解決しようとしてました



小さな悩みでも、話すことで気持ちが楽になりますよ

こんなときは相談を

- ▷ 育児や子どものしつけで悩んでいる
- ▷ 福祉サービスの窓口がわからない
- ▷ 病気やけがで生活に困っている

委員は、それぞれの担当地区で活動をしています。相談依頼は、お住まいの担当地区の委員か、問合せ先へ
問合せ 生活支援課 ☎042(346)9537

4面 お住まいの担当地区の委員への相談方法を紹介